



市 章

大津市公報

平 成 24 年 3 月 1 日
第 2 1 0 1 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

| | |
|------------|---|
| 規 則 | |
| 13 | 大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則の一部を改正する規則..... 1 |
| 14 | 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則..... 1 |
| 15 | 大津市教育機関に係る施設の使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則..... 2 |
| 16 | 大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則..... 2 |
| 訓 令 | |
| 6 | 大津市建設工事契約審査委員会規程の一部改正..... 2 |
| 告 示 | |
| 33 | 道路の区域の変更について..... 2 |
| 34 | 道路の供用の開始について..... 3 |
| 40 | 公印の印影を縮小したものの印刷について..... 3 |
| 41 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定等について..... 3 |
| 42 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定等について..... 4 |
| 43 | 生活保護法による指定医療機関の指定等について..... 4 |
| 44 | 生活保護法による指定介護機関の指定等について..... 5 |
| 公 告 | |
| | 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 6 |
| | 道路位置指定公告..... 6 |
| | 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 6 |
| | 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 7 |

規 則

大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成24年 3 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第13号

大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則の一部を改正する規則
大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則（昭和50年規則第 8 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 2 項中「主管の副市長」を「総務部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 2 条第 2 項の規定は、平成24年 1 月25日から適用する。

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。
平成24年 3 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第14号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則
大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 項の表成年後見人等報酬助成金の項の次に次のように加える。

| | |
|-------------|--|
| 母親クラブ活動費補助金 | 母親クラブが児童館と連携、協力し、推進する児童健全育成事業に要する経費の一部を補助し、もって児童館を拠点とした母親相互の連帯と地域ぐるみの児童の健全育成を図ること。 |
|-------------|--|

別表第 8 項の表母親クラブ活動費補助金の項を削る。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

大津市教育機関に係る施設の使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 3 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第15号

大津市教育機関に係る施設の使用料の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

大津市教育機関に係る施設の使用料の徴収等に関する規則（平成元年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第10条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年 3 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第16号

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

大津市手数料条例施行規則（平成13年規則第12号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

（動物の死体の収集、運搬及び処分に係る手数料）

第 4 条 条例別表第56項に規定する10,500円を上限として規則で定める額は、10,300円とする。

2 条例別表第56項に規定する11,550円を上限として規則で定める額は、11,300円とする。

3 条例別表第56項に規定する13,650円を上限として規則で定める額は、13,300円とする。

4 条例別表第56項に規定する15,750円を上限として規則で定める額は、15,300円とする。

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

大津市訓令第 6 号

大津市建設工事契約審査委員会規程（昭和41年訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成24年 3 月 1 日

大津市長 越 直 美

第 3 条第 1 項中「 9 人」を「10人」に改め、同条第 2 項中第 8 号を第 9 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

政策統括監

附 則

この訓令は、平成24年 3 月 1 日から施行する。

告 示

大津市告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成24年 2 月15日から同年 3 月 1 日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

平成24年 2 月15日

大津市長 越 直 美

| 路 線 名 | 区 間 | 変 更 の 前 後 の 別 | 敷 地 の 幅 員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-----------|--|---------------|------------------|------------|
| 市道北3224号線 | 大津市仰木町字合土4875番地先から 大津市仰木町字合土4871番1地先まで | 変更前 | 最小 5.0～最大11.0 | 138.7 |
| | | 変更後 | 最小 5.8～最大 9.0 | 88.9 |
| 市道中4519号線 | 大津市湖城が丘字池ノ内844番1地先から 大津市湖城が丘字池ノ内838番1地先まで | 変更前 | 最小 5.0～最大 5.7 | 102.0 |
| | | 変更後 | 最小 5.4～最大 6.4 | 102.0 |

(平成24年2月15日揭示済)

大津市告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成24年2月15日から同年3月1日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

平成24年2月15日

大津市長 越 直 美

| 路 線 名 | 区 間 | 供用開始年月日 |
|-----------|--|------------|
| 市道北3224号線 | 大津市仰木町字合土4875番地先から 大津市仰木町字合土4871番1地先まで | 平成24年2月15日 |
| 市道中4519号線 | 大津市湖城が丘字池ノ内844番1地先から 大津市湖城が丘字池ノ内838番1地先まで | 平成24年2月15日 |
| 市道南2102号線 | 大津市粟津町12番7地先から 大津市粟津町12番6地先まで | 平成24年2月15日 |

(平成24年2月15日揭示済)

大津市告示第40号

公印の印影を縮小したものを印刷したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月1日

大津市長 越 直 美

市印

| 公印の名称 | 公印番号 | 管 守 者 | 縮小した寸法 | 縮小したものを印刷した文書の名称 |
|--------|------|-------|----------|------------------|
| 滋賀県大津市 | 1 | 総務課長 | 方7ミリメートル | 国民健康保険高齢受給者証 |

職印

| 公印の名称 | 公印番号 | 管 守 者 | 縮小した寸法 | 縮小したものを印刷した文書の名称 |
|-----------|------|--------|-----------|------------------|
| 滋賀県大津市長之印 | 1 | 福祉政策課長 | 方11ミリメートル | 紙おむつ受給券 |

大津市告示第41号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したものと及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月1日

大津市長 越 直 美

- 1 新たに指定したもの

| 名 称 | 所 在 地 | 申 請 者 | 指定の種別 | 指定年月日 |
|-----------|-------------------------------|---------------|-------|--------------|
| ミント薬局桜野町店 | 大津市桜野町二丁目 4 番 7 号パデシオン西大津 1 F | 株式会社SINCERELY | 調剤 | 平成23年12月 1 日 |
| 伏木医院 | 大津市見世二丁目12番12号 | 口出 将司 | 医科 | 平成23年12月 1 日 |
| 小川歯科医院 | 大津市松原町 9 番10号 | 小川 靖彦 | 歯科 | 平成23年12月 1 日 |

2 廃止の届出があったもの

| 名 称 | 所 在 地 | 届 出 者 | 指定の種別 | 廃止年月日 |
|-----------|------------------------|---------------|-------|-------------|
| ミント薬局桜野町店 | 大津市桜野町二丁目 4 番38 - 102号 | 株式会社SINCERELY | 調剤 | 平成23年11月30日 |
| 伏木医院 | 大津市見世二丁目12番12号 | 伏木 茂子 | 医科 | 平成23年11月30日 |
| 小川歯科医院 | 大津市松原町 9 番 3 号 | 小川 靖彦 | 歯科 | 平成23年11月30日 |

大津市告示第42号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したもの及び指定介護機関のうち変更の届出があったものについて、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成24年 3 月 1 日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 開設者 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|--------------------------|----------------------------|----------------|------------------|---------------|----------------|
| 医療法人弘英会琵琶湖大橋病院訪問看護ステーション | 大津市真野五丁目 1 番29号 | 医療法人弘英会琵琶湖大橋病院 | 大津市真野五丁目 1 番29号 | 介護予防訪問看護 | 平成23年 9 月 1 日 |
| デイサービス花みずき | 大津市松が丘五丁目13番 5 号 | 特定非営利活動法人花みずき | 大津市青山四丁目 3 番 6 号 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成23年 11 月 1 日 |
| ケアサポート大海 | 大津市皇子が丘二丁目10番13号西大津ビル501号室 | 株式会社アイケア | 大津市皇子が丘一丁目23番19号 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成24年 1 月 1 日 |

2 変更の届出があったもの

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 開設者 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 変更年月日 |
|----------------------|---------------------------|---------------|------------------|---------------|---------------|
| NPO法人花みずきヘルパーステーション花 | (変更前) 大津市青山四丁目 3 番 6 号 | 特定非営利活動法人花みずき | 大津市青山四丁目 3 番 6 号 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成23年 4 月 1 日 |
| | (変更後) 大津市松が丘五丁目13番 5 号 | | | | |

大津市告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したもの及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成24年 3 月 1 日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

| 名 称 | 所 在 地 | 申 請 者 | 指定の種 別 | 指定年月日 |
|-----------|-------------------------------|---------------|--------|--------------|
| ミント薬局桜野町店 | 大津市桜野町二丁目 4 番 7 号パデシオン西大津 1 F | 株式会社SINCERELY | 調剤 | 平成23年12月 1 日 |
| 伏木医院 | 大津市見世二丁目12番12号 | 口出 将司 | 医科 | 平成23年12月 1 日 |
| 小川歯科医院 | 大津市松原町 9 番10号 | 小川 靖彦 | 歯科 | 平成23年12月 1 日 |

2 廃止の届出があったもの

| 名 称 | 所 在 地 | 届 出 者 | 指定の種 別 | 廃止年月日 |
|-----------|------------------------|---------------|--------|-------------|
| ミント薬局桜野町店 | 大津市桜野町二丁目 4 番38 - 102号 | 株式会社SINCERELY | 調剤 | 平成23年11月30日 |
| 伏木医院 | 大津市見世二丁目12番12号 | 伏木 茂子 | 医科 | 平成23年11月30日 |
| 小川歯科医院 | 大津市松原町 9 番 3 号 | 小川 靖彦 | 歯科 | 平成23年11月30日 |

大津市告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したもの及び指定介護機関のうち変更の届出があったものについて、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年 3 月 1 日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 開設者 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|--------------------------|----------------------------|----------------|------------------|---------------|----------------|
| 医療法人弘英会琵琶湖大橋病院訪問看護ステーション | 大津市真野五丁目 1 番29号 | 医療法人弘英会琵琶湖大橋病院 | 大津市真野五丁目 1 番29号 | 介護予防訪問看護 | 平成23年 9 月 1 日 |
| デイサービス花みずき | 大津市松が丘五丁目13番 5 号 | 特定非営利活動法人花みずき | 大津市青山四丁目 3 番 6 号 | 通所介護・介護予防通所介護 | 平成23年 11 月 1 日 |
| ケアサポート大海 | 大津市皇子が丘二丁目10番13号西大津ビル501号室 | 株式会社アイケア | 大津市皇子が丘一丁目23番19号 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成24年 1 月 1 日 |

2 変更の届出があったもの

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 開設者 | 主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 変更年月日 |
|----------------------|---------------------------|----------------------------|-----------------------------------|-----------------------|---------------|
| あさひ薬局大津店 | 大津市真野五丁目 1 番30号 | (変更前) 株式会社富士ファミリーファーマシー | (変更前) 東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 5 - 23 | 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 | 平成21年 9 月 1 日 |
| | | (変更後) ファーマスクエア株式会社 | (変更後) 東京都中央区日本橋本町 4 丁目 4 - 2 | | |
| NPO法人花みずきヘルパーステーション花 | (変更前) 大津市青山四丁目 3 番 6 号 | 特定非営利活動法人花みずき | 大津市青山四丁目 3 番 6 号 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成23年 4 月 1 日 |
| | (変更後) 大津市松が丘五丁目13番 5 号 | | | | |

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年2月10日

大津市長 越 直 美

| 開発許可を受けた者の住所・氏名 | 開発区域の地名・地番 | 面 積 | 検 査 済 証 | |
|-------------------------|---|--|---------------|--------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 大津市南志賀二丁目1番13号 山極 裕一 | 開発区域 大津市南志賀三丁目字上浮田 299番3 開発行為に関する工事の区域 大津市南志賀三丁目字下浮田 232番2の一部、同町字石田 233番2の一部、同町字立場 288番5の一部及び同町字上 浮田299番2の一部並びに上 記地先大津市普通河川等 | 開発区域 1,137.48㎡ 開発行為に関する 工事の区域 52.01㎡ | 平成24年 2月9日 | 第1033号 |

（平成24年2月10日揭示済）

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

平成24年2月14日

大津市長 越 直 美

| 地 名 ・ 地 番 | 申請人の住所・氏名 | 延 長 (メートル) | 幅 員 (メートル) | 本数 |
|--|---|---------------|---------------|----|
| 大津市下阪本六丁目字中島 2755番7及び上記地先大津市 普通河川等 | 栗東市下戸山1343番地 有限会社山越林業 代表取締役 小谷 晶則 | 51.18 | 6.00 | 1 |

（平成24年2月14日揭示済）

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年2月21日

大津市長 越 直 美

| 開発許可を受けた者の住所・氏名 | 開発区域の地名・地番 | 面 積 | 検 査 済 証 | |
|--|---|---|----------------|--------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 草津市南草津二丁目4番地10ベ ーネ南草津1F 株式会社ネクスト 代表取締役 本多 豊 | 開発区域 大津市秋葉台字山ノ防816番1 の一部、同番2の一部、同番 3、同番4、同番5、818番 7、820番の一部、同番2の一 部、同番3、同番4、821番1 及び同番5 | 開発区域 1,788.08㎡ 開発行為に関する 工事の区域 181.17㎡ | 平成24年 2月17日 | 第1034号 |

| | | | | |
|---|---|-----------|----------------|--------|
| | 開発行為に関する工事の区域 上記地先大津市道及び大津市 法定外道路 | | | |
| 大津市馬場二丁目 7 番 7 号 アヤハ不動産株式会社 代表取締役 服部 克己 | 大津市南志賀三丁目字豆田324番 1 の一部及び325番の一部 | 1,276.60㎡ | 平成24年 2月17日 | 第1035号 |

(平成24年 2月21日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成24年 2月23日

大津市長 越 直 美

| 開発許可を受けた者の住所・氏名 | 開発区域の地名・地番 | 面 積 | 検 査 済 証 | |
|--|---|---|----------------|--------|
| | | | 交付年月日 | 番 号 |
| 大阪市北区中之島三丁目 3 番 3 号 東レ建設株式会社 代表取締役 高安 年男 | 開発区域 大津市園山二丁目字萱海道405 番 2 及び413番 5 開発行為に関する工事の区域 上記地先大津市道及び一級河 川盛越川 | 開発区域 8,787.14㎡ 開発行為に関する工事の区域 638.62㎡ | 平成24年 2月23日 | 第1036号 |

(平成24年 2月23日揭示済)